

から、諸税課特別徴収担当
（中央区南1東2大通バスセ
ンタービル2号館1階）に変
わります。

※個人の住民税申告などは今
まで通り区役所の課税課市民
税係が担当。

△軽自動車税の申告▽

軽自動車税は、毎年4月1
日（賦課期日）現在、軽自動
車などを所有している人に課
税されます。軽自動車などを
取得した場合は15日以内に、
軽自動車などの廃車・売却や
転居した場合は、30日以内に
申告をしてください。

なお、札幌地区軽自動車協
会と札幌運輸支局は3月中旬
以降混雑しますので、お早め
に手続きをお願いします。

申告先 原動機付自転車Ⅱ区役
所課税課、市指定の原動機付
自転車標識取扱所。小型特殊
自動車Ⅱ区役所課税課。軽自
動車Ⅱ札幌地区軽自動車協会
（北区新川5の20）。二輪の小

3月は滞納整理
強化月間です

納め忘れの市税は
ありませんか？
今一度お確かめの上、
年度内に納めましょう

型自動車Ⅱ札幌運輸支局（東
区北28東1）。

【詳細】区役所（1階）の課税
課

△固定資産価格などの縦覧▽
納税者の方は、自分の資産
の課税台帳を無料で閲覧でき
るほか、縦覧帳簿により、そ
の価格が適正かどうか、他の
資産と比較することができま
す。

また、借地借家人の方も、
借りている対象資産（家屋の
場合はその敷地も含む）の課
税台帳を閲覧し、固定資産税
額を確認できます。この場合、
賃貸借契約書などで借地借家

人であることを確認します。
費用は土地一筆、家屋一棟、
区分所有家屋の場合、専有部
分一個ごとに400円です。

【縦覧期間】4月3日（月）～5月1
日（月）。

縦覧場所 資産の所在する区の
区役所課税課。

縦覧できる方 固定資産税の納
税者（個人の場合は家族、法
人の場合は事業担当者も可）、
委任を受けた方、納税管理人
本人確認できるものを持参。

【詳細】資産の所在する区の区
役所（1階）の課税課

△区役所一斉「納税ウィーク
リー窓口」開設▽

すべての区役所の納税課で、
「夜間・休日納税相談窓口」
を一週間連続して開設します。

平日の日に来庁できない方
はぜひご利用ください。

【日時】3月6日（月）～10日（金）の午
後8時まで。3月11日（土）・12
日（日）午前9時～午後4時。
※この期間以外にも夜間・休

日相談を行っている場合があ
りますので、お住まいの区
区役所納税課へお問い合わせ
ください。

【詳細】区役所（1階）の納税課



建築家セミナー



建築家が「北海道のすま
い」について語ります。

【日時】3月24日（金）午後6時～7
時30分。

会場 札幌スタイル・デザイン
ギャラリー（中央区南1西1
丸井今井札幌南館5階）。

定員50人。

申込☎、FAX、E。上欄必要事
項を記入し、3月13日（月）から

産業企画課（FAX（218）513
0、E sapporo-style@city.
sapporo.jp）へ。（先着）

【詳細】産業企画課☎（211）23
72

商店街などに対する
支援制度説明会

平成18年度の商店街、小売
市場などに対する支援制度の
説明会を開催します。

【日時】3月24日（金）午後1時30分
～3時。

会場 市役所12階会議室。

対象 商店街、小売市場などの
団体の役員、事務局員など。

申込☎、FAX。団体名、代表者
名、住所、電話番号、参加人
数を記入し、3月22日（水）まで

に産業振興課（FAX（218）513
0）へ。

【詳細】産業振興課☎（211）23
52

広告欄

福祉 保険・年金 税金 ビジネス